

日野町災害ケースマネジメントに係るケース会議設置要領

1 目的

災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援に取り組むにあたり、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行うには、関係機関が連携して対応することが重要であり、被災者情報の共有や支援方針の検討等について、関係機関を交えて議論する場として「日野町災害ケースマネジメントに係るケース会議」（以下「ケース会議」という。）を設置する。

2 協議事項等

ケース会議では、以下の事項について協議する。

- (1) 支援対象者に関する情報共有
- (2) 支援方針の検討
- (3) その他、災害ケースマネジメントの実施に必要な事項

3 構成機関

- (1) 「日野町災害ケースマネジメント実施計画」第3章、「2 実施手順」、「(3) 支援方法の確立」、「カ ケース会議の参加機関」に定める機関
- (2) その他、被災者支援を行うにあたり、日野町が必要と判断する機関

4 構成員

- (1) 議長

ケース会議の議長は、日野町総務課長又は総務課長が指名した者が務める。

- (2) 事務局

ケース会議の事務局は、日野町総務課が務める。

5 会議

- (1) 招集

日野町がケース会議の開催が必要と判断した場合、事務局から各構成機関へ出席の依頼を行う。

- (2) 議決

ケース会議で議決が必要な場合は、全会一致を基本とし、議論を尽くしても意見が分かれる場合は、災害ケースマネジメントの実施主体である日野町の責任において議決する。